

多治見市役所新庁舎建築設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

多治見市役所新庁舎建築設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本市新庁舎及び関係施設の建築設計に対する企画提案の評価を行い、新庁舎整備事業や地域特性の理解度、創造的かつ柔軟に対応できる高い設計力や企画力等を有する設計者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 事業名

多総本委 第4号 多治見市役所新庁舎建築設計業務委託

(2) 業務内容

- ア 新庁舎建築基本設計（外構工事を含む。以下「基本設計」という。）
- イ 新庁舎建築実施設計（外構工事を含む。以下「実施設計」という。）
- ウ 多治見市役所駅北庁舎改修設計（以下「駅北庁舎改修設計」という。）
- エ 多治見都市計画自由通路多治見駅南北連絡線改修設計（以下「自由通路改修設計」という。）
- オ 基本設計及び実施設計には、接続通路A・Bの設計を含む
- カ 自由通路改修設計には、自由通路の一部解体設計を含む
- キ 詳細は、多治見市役所新庁舎建築設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

- ア 契約締結の日から令和8年11月30日まで
 - i 基本設計：契約締結の日から令和7年10月31日まで
 - ii 実施設計：基本設計完了後から令和8年11月30日まで
 - iii 駅北庁舎改修設計：契約締結の日から令和7年10月31日まで
 - iv 自由通路改修設計：契約締結の日から令和7年10月31日まで

(4) 提案上限額

本業務における委託金額は273,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、令和6年度の支払限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は8,806千円、令和7年度は114,127千円とする。

(5) 担当部署（参加申込書等の提出窓口）

多治見市役所総務部総務課新庁舎建設事務局

住所 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話 0572-22-1111（内線1434）

FAX 0572-23-8279

メールアドレス soumu@city.tajimi.lg.jp

3 計画施設の概要

- (1) 施設名称 多治見市役所新庁舎
- (2) 所在地 岐阜県多治見市音羽町1丁目227番 外
- (3) 建物用途 庁舎（令和6年国土交通省告示第8号 別添二第四号第2類）

4 設計の条件

(1) 敷地の条件

敷地面積 : 約6,000m²（市道を廃止した場合 約9,500m²）
地域地区等：都市計画区域内（市街化区域）、商業地域、特別工業地区1種、
駐車場整備地区、多治見駅北地区地区計画 駅前地区、
浸水想定区域、多治見市バリアフリー基本構想に定める重点整備地区
容積率 : 400%
建蔽率 : 80%
防火地域 : 指定なし（22条区域）

(2) 施設の条件

ア 新庁舎

規模 8,500 m²程度（新築部分のみ。概要は基本計画による。）

建物配置

- i 新庁舎は、虎溪用水広場西側の空地（約3,000 m²）に建設
- ii 新庁舎は、駅北庁舎（免震構造）及び多治見都市計画自由通路多治見駅南北連絡線（以下「自由通路」という。）に接続通路を介して接続

主要構造 特に定めない

耐震安全性の分類

- | | |
|------------|-----|
| i 構造体 | I 類 |
| ii 建築非構造部材 | A 類 |
| iii 建築設備 | 甲類 |

※ 耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。（以下同じ）

イ 接続通路A

規模 定めない（概要は基本計画による。）

建物配置 新庁舎と自由通路の間に建設

主要構造 特に定めない

耐震安全性の分類

- | | |
|------------|-----|
| i 構造体 | I 類 |
| ii 建築非構造部材 | A 類 |
| iii 建築設備 | 甲類 |

ウ 接続通路B

規模 定めない（概要は基本計画による。）

建物配置 新庁舎と駅北庁舎の間に建設

主要構造 特に定めない

耐震安全性の分類

i 構造体 I 類

ii 建築非構造部材 A類

iii 建築設備 甲類

エ 駅北庁舎

建築物（免震構造）

改修工事の内容は基本計画に基づき市との協議による

オ 自由通路

既存建築物

一部解体工事及び改修工事の内容は基本計画に基づき市との協議による

（3）予定工事費（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 新庁舎（外構工事を含む） 約 6 9. 7 億円

イ 接続通路A・B 約 3. 8 億円

ウ 駅北庁舎改修 約 1. 4 億円

エ 自由通路改修 約 0. 4 億円

（4）工事の予定時期

ア 新庁舎（外構工事を含む） 令和 9 年 7 月から令和 11 年 5 月まで

イ 接続通路A・B 令和 10 年 12 月から令和 11 年 5 月まで

ウ 駅北庁舎改修 令和 8 年 9 月から令和 9 年 6 月まで

エ 自由通路改修 令和 8 年 4 月から令和 8 年 9 月まで

（5）設計業務の履行期限（再掲）

ア 基本設計 令和 7 年 10 月 31 日まで

イ 実施設計 令和 8 年 11 月 30 日まで

ウ 駅北庁舎改修設計 令和 7 年 10 月 31 日まで

エ 自由通路改修設計 令和 7 年 10 月 31 日まで

（6）設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

ア 企画提案書

イ 多治見市役所新庁舎建設基本構想

ウ 多治見市役所新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）

5 実施方式

- (1) 種別 公募型プロポーザル方式
- (2) 審査方式 2段階審査方式
- (3) 審査主体 多治見市新庁舎建築設計者選定委員会（以下「委員会」という。）
委員会の委員構成

	氏 名	所属等
1	中村 研一	中部大学工学部建築学科 教授
2	恒川 和久	名古屋大学工学部環境土木・建築学科 教授
3	加茂 紀和子	名古屋工業大学工学部社会工学科 教授
4	市民委員	
5	鈴木 良平	多治見市副市長

6 実施スケジュール

	実施内容	日 程
1	公告、実施要領等の公表	令和6年10月23日（水）
2	実施要領等の配布期間	令和6年10月23日（水）から 令和6年11月13日（水）まで
3	参加申込に関する質問書の提出期限	令和6年10月30日（水）
4	企画提案に関する質問書の提出期限	令和6年11月6日（水）
5	参加申込に関する質問書に対する回答	令和6年11月6日（水）
6	参加申込書等の提出期限	令和6年11月13日（水）
7	企画提案に関する質問書に対する回答	令和6年11月13日（水）
8	参加資格審査	令和6年11月14日（木）
9	参加資格審査結果の通知の目安	令和6年11月18日（月）
10	企画提案書等の提出期限	令和6年12月12日（木）
11	第1次審査（書類審査）	令和6年12月24日（火）
12	第1次審査結果の通知の目安	令和7年1月8日（水）
13	第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年1月21日（火）
14	第2次審査結果の通知の目安	令和7年1月31日（金）

7 実施要領等の配付

(1) 配付資料

- ア 多治見市役所新庁舎建築設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
- イ 実施要領様式集
- ウ 特記仕様書
- エ 部課別職員数まとめ
- オ 市議会会派別議員数まとめ
- カ 駅北庁舎基本図等
- キ 駅北庁舎柱状図
- ク 自由通路基本図等
- ケ 測量図
- コ 現本庁舎管理図

(2) 配付方法

- ア 配付資料（ア～ウ）については、多治見市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用すること。
- イ 配付資料（エ～コ）については、「2業務の概要（5）担当部署」において、資料を格納した記録媒体を直接配付する。なお、配付期間は、令和6年10月23日（水）から令和6年11月13日（水）までの平日とし、電話で受領時間を予約した上で、資料を受領することとする。
- ウ 配布資料（エ～コ）については、本プロポーザルへの参加以外の目的には使用しないこととし、取扱いには十分注意すること。

8 参加資格

(1) 参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次に掲げる事項を全て満たしている単体企業とする。

- ア 多治見市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示91号。以下「審査要綱」という。）第6条第2項の規定により建築設計の競争入札に参加資格があると認定されていること。
- ウ 審査要綱第7条第1項の規定により、岐阜県内又は愛知県内に本社、入札及び契約に関する会社代表者からの委任を受けたものを置いている支店若しくは営業所として名簿に登録されていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 本公告日から契約締結までの間において、多治見市指名停止等措置要領（平成2年告示第45号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- カ 多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年告示第200号）に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間中でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

ク 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ケ 平成21年4月1日以降に、主たる設計者※₁として延床面積3,000㎡以上の同種施設の設計実績※₂を有すること。

※1 主たる設計者とは、単独で受注した設計業務を行う者又は設計共同体の代表構成員若しくはPFI・DB等の設計施工一括発注方式による整備事業の設計の主たる担当企業として設計業務を行う者を指すものとする。

※2 同種施設の設計実績とは、市町村の本庁舎（市町村の本庁舎を含む複合施設を含む。）の新築工事又は増築工事（増築工事の場合は増築部分の床面積が3,000㎡以上に限る。）に係る実施設計を完了した実績のことを指すものとする。

（2）配置予定技術者の要件

本プロポーザルへの参加に当たっては、次に掲げる事項を全て満たしている管理技術者及び主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することを要件とする。

なお、配置予定技術者は、告示の日以前に本プロポーザルへの参加申込者（以下「参加申込者」という。）又は再委託先（以下「協力事務所」という。）と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していることとする。

ア 管理技術者

- i 本業務全般の管理及び統括を行う者として、1名配置すること。
- ii 一級建築士の資格を有する者であること。
- iii 主任技術者を兼任しないこと。
- iv 参加申込者の組織に所属していること。
- v 告示の日時点で、同立場又は建築（総合）主任技術者として、平成21年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上の同種施設又は類似施設※₃の実施設計を完了した実績を有すること。
- vi その他、詳細な事項は特記仕様書による。

※3 類似施設とは、令和6年国土交通省告示8号別添二の建築物類型のうち第四号第2類に分類される施設を指すものとする。

イ 主任技術者

- i 建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の担当業務分野における担当技術者を総括する者として各1名を配置すること。ただし、機械設備分野については、衛生設備と空調設備に分けてそれぞれ主任技術者を配置可能とする。
- ii 建築（総合）主任技術者は、参加申込者の組織に所属していること。
- iii 建築（総合）主任技術者は、告示の日時点で、同立場又は建築（総合）担当技術者として、平成21年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上の同種施設又は類似施設の実施設計を完了した実績を有すること。
- iv 他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- v その他、詳細な事項は特記仕様書による。

9 業務実施上の条件

「8 参加資格」を満たしていることのほか、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 分担業務分野の再委託

ア 主たる分担業務分野である建築（総合）を再委託しないこと。

イ 建築（構造）分野の再委託先は、本業務への関与ができる構造設計一級建築士の資格を有する者が所属していること。ただし、参加申込者の組織に本業務への関与ができる構造設計一級建築士の資格を有する者が所属している場合は、この限りではない。

ウ 機械設備分野の再委託先は、本業務への関与ができる設備設計一級建築士の資格を有する者が所属していること。ただし、参加申込者の組織に本業務への関与ができる設備設計一級建築士の資格を有する者が所属している場合は、この限りではない。

※ 分担業務分野の分類は、次に掲げる事項とする。なお、参加申込者において新たに分担業務分野（積算業務、ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、外構計画及び景観計画等）を追加する場合は、業務実施体制（様式第3-1号）及び配置予定技術者の経歴等（様式第3-2号）の提出において、新たに追加する分担業務分野の具体的業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示されている「設計の種類」における「総合」及び「昇降機等」に係るもの
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」

10 参加に対する制限

参加に当たって、次に掲げる事項を制限する。

- (1) 参加者の協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。
- (2) 参加者が提出できる書類は、1点のみとする。
- (3) 提出された書類の差し替え、追加及び削除等は一切認めない。
- (4) 審査委員会の委員及びその関係者（委員が所属又は関係する企業、委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属するもの等）の参加は認めない。

11 参加申込書等の作成及び提出

(1) 参加申込書等

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	参加申込書	様式第1号	1部
2	同種施設の設計実績	様式第2号	1部
3	業務実施体制	様式第3-1号	1部
4	配置予定技術者の経歴等	様式第3-2号	1部
5	協力事務所（協力事務所がある場合）	様式第3-3号	1部
6	添付書類	各様式備考欄に記載の書類	各1部
7	上記No.1～6のPDFデータ	CD-R	1枚

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和6年10月23日（水）午前8時30分から

令和6年11月13日（水）午後5時15分まで（必着）

※ 持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

本要領「2業務の概要（5）担当部署」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に参加申込書の写し（受領印押印）を交付する。郵送の場合は、電子メールにて受領した旨を送信するので、電子メールを確認した旨を返信すること。

(3) 質問の受付及び回答

質問は本要領に関する事項に限るものとし（評価及び審査に関する質問は受け付けない。）、次のとおりとする。

ア 提出期間

実施要領等の配付の日から令和6年10月30日（水）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

本要領「2業務の概要（5）担当部署」のとおり

ウ 提出書式

参加申込書等に関する質問書（様式第4号）

エ 提出の方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「（多治見市役所新庁舎）参加申込書等に関する質問書」として、送信すること。（電子メールの容量は、15MB以内。）

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に建設事務局まで電話にて着信の確認をすること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、「（多治見市役所新庁舎）参加申込書等に関する質問回答書」として一括して取りまとめ、令和6年11月6日（水）午後5時15分までに、市ホームページに掲載する。

なお、本質問回答書は、本要領の追加又は修正として、本要領と同様に扱うものとする。

12 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書等

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

なお、企画提案書（表紙）①及び参考見積書を除き、提出書類については、提案者を特定することが可能となる記載は避けること。

No.	提出書類	様式	備考	提出部数
8	企画提案書（表紙）①	様式第5号	—	1部
9	企画提案書（表紙）②	様式第6号	—	8部
10	業務実施方針	様式第7号 ※A3サイズ（横長片面） ※1枚	※1部を様式第5号と共にホチキス止め	9部
11	業務工程	様式第7号 ※A3サイズ（横長片面） ※1枚	※8部を様式第6号と共にホチキス止め	9部
12	テーマ別企画提案	様式第7号 ※A3サイズ（横長片面） ※3枚以内	※文字のフォントサイズは10.5ポイント以上とする	9部
13	参考見積書	様式第8号	積算内訳書（任意様式）を添付	1部
14	上記 No. 8～13 の PDFデータ	CD-R	—	1枚

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和6年11月20日（水）午前8時30分から

令和6年12月12日（木）午後5時15分まで（必着）

※ 持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

本要領「2 業務の概要（5）担当部署」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に参加申込書の写し（受領印押印）を交付する。郵送の場合は、電子メールにて受領した旨を送信するので、電子メールを確認した旨を返信すること。

(3) 質問の受付及び回答

質問は本要領に関する事項に限るものとし（評価及び審査に関する質問は受け付けない。）、次のとおりとする。

ア 提出期間

実施要領等の配付の日から令和6年11月6日（水）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

本要領「2 業務の概要（5）担当部署」のとおり

ウ 提出書式

企画提案書等に関する質問書（様式第9号）

エ 提出の方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「（多治見市役所新庁舎）企画提案書等に関する質問書」として、送信すること。（電子メールの容量は、15MB以内。）

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に建設事務局まで電話にて着信の確認をすること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、「（多治見市役所新庁舎）企画提案書等に関する質問回答書」として一括して取りまとめ、令和6年11月13日（水）午後5時15分までに、市ホームページに掲載する。

なお、本質問回答書は、本要領の追加又は修正として、本要領と同様に扱うものとする。

(4) 業務実施方針

本業務の実施方針として、実施体制や配置予定技術者の特徴、設計コンセプトや本業務実施に当たって重視する事項、関係者の意見反映や合意形成の考え方、具体的な方法、その他、設計を進める上での配慮事項等について記載すること。

(5) 業務工程

「2 業務の概要（2）業務内容」の内容について、業務の進め方に関する考え方と業務の具体的な工程について記載すること。

(6) 企画提案テーマ

テーマ別企画提案は、文章及び文章を補完するために必要な視覚的表現を用いて以下のテーマに対する考え方や具体的な提案を記載すること。

作成に当たっては、基本計画や本業務の内容など、本市の新庁舎整備事業について十分に理解するとともに、周辺環境などの地域の特性を十分考慮した上で提案すること。

なお、提案できる範囲は、新庁舎整備事業における取組を基本とするが、周辺環境を活かした庁舎敷地外における取組（周辺公共施設に手を加える等）については提案の中にも含めることができることとする。ただし、庁舎敷地外における取組を提案する場合は、「4 事業計画の概要（3）予定工事費（消費税及び地方消費税を含む。）」に示している範囲内で行うことができるものとする。

No.	テーマ	詳細
1	立地特性を活かした新庁舎の提案	新庁舎の立地的特性及び周辺施設の状況を踏まえ、既存施設の活用や連携に対する設計の考え方、新庁舎に求められる機能を提案すること ・多治見らしさ ・JR多治見駅及び駅南地区との一体性 ・虎渓用水広場との一体性 ・市民が集い、にぎわいが生まれる空間 ・バスロータリー及び駅北立体駐車場からの動線
2	2棟体制の利点を活かす提案	業務の住み分け、災害対応など駅北庁舎との連携や機能分担に対する設計の考え方、来庁者が使いやすい庁舎体制を提案すること ・駅北庁舎との一体性 ・低層階への市民窓口の集約、ユニバーサルデザイン ・災害対応の最重要拠点
3	柔軟性に優れた庁舎の提案	社会情勢や行政需要の変化、ICTの進展等を見据えた、機能性、効率性、柔軟性の高い庁舎とするための設計の考え方、新庁舎に求められる機能を提案すること ・設備の維持更新のしやすさ ・職員の働きやすさ（新しい働き方の提案）
4	経済性・環境性に優れた庁舎の提案	建設費やランニングコストなどライフサイクルコスト削減のための具体的な手法、省エネ性や環境負荷低減に対する設計の考え方、新庁舎に求められる機能を提案すること ・維持管理のしやすさ ・ZEB Ready相当の性能確保

(7) 参考見積書

参考見積書は、本業務における業務委託料の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）及びその内訳額を記載すること。

なお、これとは別に消費税及び地方消費税を含む額（税率10%）も併せて記載すること。

13 参加資格審査

提出された参加申込書等について審査する。

ア 実施日 令和6年11月14日（木）

イ 審査結果通知 令和6年11月18日（月）を目安に文書及び電子メールにて通知

14 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等（提出書類No.10、11、12）について、書類審査を実施する。

ア 実施日 令和6年12月24日（火）

イ 審査結果通知 令和7年1月8日（水）を目安に文書及び電子メールにて通知

ウ 第1次審査通過者に対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある

15 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

提出された企画提案書等（提出書類No.10、11、12）について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。なお、提出書類No.13 参考見積書は審査対象外とする。

- ア 実施日 令和7年1月21日
- イ 実施会場 時間・場所は、第1次審査を通過した者に対し別途通知する。
- ウ 対象者 第1次審査通過者
- エ 実施方法 プレゼンテーション・ヒアリングによる最終審査
- オ 実施内容 企画提案書等による説明を実施し、その後審査員が質疑を行う。
時間は1社45分程度（説明20分／質疑25分）
- カ 出席者等 出席者は本業務を担当する管理技術者又は建築（総合）の主任技術者を含む3人以内とする。
プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とする。ただし、スクリーンとプロジェクター（HDMI ケーブル）は市が用意し、接続するパソコンは企画提案者が持参すること。
なお、パソコンの設置準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。
- キ 結果通知 令和7年1月31日（金）を目安に文書及び電子メールにて通知
- ケ その他 プレゼンテーションでは、参加者を特定することが出来るような表現は行わないこと。また、プレゼンテーションは、提出された企画提案書及び第1次審査通過者に対し提案を求めた資料（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像は可）のみを用いた内容説明とし、求められた追加資料以外の提出や使用は一切認めない。

16 評価基準

評価基準は次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 選定委員会委員が評価項目ごとに評価を行う。

イ 評価点は各選定委員 100 点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点／委員
テーマ別企画提案	テーマ No. 1	理解度、的確性、独創性、実現性	20 点
	テーマ No. 2		20 点
	テーマ No. 3		20 点
	テーマ No. 4		20 点
業務実施方針・業務工程		取り組む意欲が高く、協力する姿勢があるか。 本市の要望等に柔軟に対応する姿勢がみられるか。	20 点
合計			100 点

ウ 選定委員会による審査を実施し、第2次審査参加者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 選定委員会委員が評価項目ごとに評価を行う。

イ 評価点は各選定委員 110 点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点／委員
テーマ別企画提案	テーマ No. 1	理解度、的確性、独創性、実現性	20 点
	テーマ No. 2		20 点
	テーマ No. 3		20 点
	テーマ No. 4		20 点
業務実施方針・業務工程		取り組む意欲が高く、協力する姿勢があるか。 本市の要望等に柔軟に対応する姿勢がみられるか。	20 点
ヒアリング		質疑に対する回答（考え方）の的確性、実現性	10 点
合計			110 点

ウ 各選定委員の評価点を合計し、選定委員会の合議の上、最優秀提案者、優秀提案者を選定する。

なお、第1次審査の得点は加算しない。

17 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、選定された最優秀提案者と市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって、契約するとは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することがある。

(2) 支払方法

完成検査及び成果品引渡しを完了した後に支払うものとする（一部業務完了後に部分払いあり）。

18 失格要件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (6) この要領に定める手続以外により、選定委員会委員又は関係者と直接、間接を問わず意図的に接触した場合。
- (7) 審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (8) 提出した企画提案書等の内容が、特記仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められた場合
- (9) 本要領「7 参加資格」及び「8 業務実施上の条件」を満たさなくなった場合
- (10) その他本要領に違反すると認められた場合

19 結果の公表

本業務の契約締結後、次に掲げる事項を本要領「2 業務の概要（5）担当部署」において、閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要及び履行期間
- (3) 受託者の名称及び契約額
- (4) 選定の審査結果
- (5) その他必要な事項

20 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
ただし、第1次審査を通過し、第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）に参加した者（本業務の受託者を除く）には、25万円／者の参加費を支払う。
- (3) 天災その他のやむを得ない理由により選定審査を中止することがある。この場合において、中止によって生じた参加者の損害は、当該参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の提出は、1参加者につき、1提案とする。
- (5) 評価内容及び審査結果について、異議申立ては一切認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとし、提案者に無断で審査以外に使用しないものとする。ただし、受託者に選定された者が作成した業務実施方針、業務工程、テーマ別企画提案は、市が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとし、市ホームページへの掲載、市民や市議会等への説明資料としての使用及び本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- (7) 本業務の実施に当たっては、配置予定技術者を原則として変更することはできない。
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、市の承諾を得た上で、同等以上の技術者を配置するものとする。
- (8) 提出書類は返却しない。
- (9) 提出書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (10) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (11) 市は、参加者から提出された企画提案書等について多治見市情報公開条例（平成9年多治見市条例第22号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (12) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (13) 参加表明書提出以後に参加辞退しても、以後における不利益取扱いはない。
- (14) 本業務に関して、参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (15) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (16) 選定されなかった参加者は、第2次審査の結果を通知した翌日から起算して7日（土日及び休日を含む。）以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。
- (17) 本プロポーザルの手続については、本要領に記載している事項のほか、公告及び特記仕様書、提出書類作成要領によるものとする。
- (18) この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。